

○佐賀市調査・設計等委託業務検査実施規程

平成17年10月1日

訓令第64号

改正 平成19年3月30日訓令第3号

平成22年3月29日訓令第4号

平成24年3月26日訓令第1号

平成25年3月29日訓令第5号

平成29年3月31日訓令第7号

令和7年9月30日訓令第13号

(趣旨)

第1条 この訓令は、佐賀市財務規則（平成17年佐賀市規則第62号。以下「財務規則」という。）その他別に定めがあるもののほか、市が建設事業を行うに当たり委託する調査・設計等業務（上下水道局及び交通局の所管に属する調査・設計等業務を除く。以下「委託業務」という。）の検査（以下「検査」という。）を適正かつ効率的に執行するため必要な事項を定めるものとする。

(平24訓令1・一部改正)

(検査監等)

第2条 検査に係る事務に関し、総合的管理を行うため、検査監を置く。

2 検査監は、市長の命を受けて検査に係る事務を総括し、総合的管理を行う。

3 検査に係る事務に関し、検査監を補佐するため、副検査監を置き、必要により技術検査監を置くことができる。

4 副検査監は、検査監を補佐し、検査監の指示する事務を掌理する。

5 技術検査監は、検査監を補佐し、設計図書等の精査に関する事務を掌理する。

(平22訓令4・平25訓令5・一部改正)

(検査員)

第3条 財務規則第106条第2項に規定する検査員のうち職員であるもの（以下「検査員」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 専門検査員 検査監、副検査監及び技術検査監

(2) 指定検査員 次に掲げる者のうち市長があらかじめ指名したもの

ア 係長（主査を含む。）以上の職にある職員

イ その他市長が適当と認める職員

(3) 担当課検査員 次に掲げる者のうち工事を担当する課長（以下「担当課長」という。）があらかじめ指名したもの

ア 係長（主査を含む。）以上の職にある職員

イ その他担当課長が適当と認める職員

2 前項に定める検査員が行う検査は、次のとおりとする。

(1) 専門検査員及び指定検査員

ア 契約金額が1件200万円以上の検査

イ その他検査監が必要と認める検査

(2) 担当課検査員 契約金額が1件200万円未満の検査

（平19訓令3・平22訓令4・平29訓令7・一部改正）

（検査の種類）

第4条 検査の種類は、次のとおりとする。

(1) 完了検査 委託業務の完了を確認するための検査をいう。

(2) 既済部分検査 委託業務の受託者（以下「受託者」という。）に対し当該委託業務の完了前に対価の一部を支払う必要がある場合において、既に委託業務が完了した部分を確認するための検査

（検査計画）

第5条 検査監は、契約金額が1件200万円以上の委託業務に係る契約の締結を確認したときは、委託業務検査総括台帳（様式第1号）に記載し、当該委託業務の検査を担当する検査員を選定するとともに、検査計画を立てなければならない。

2 担当課長は、契約金額が1件200万円未満の委託業務に係る契約の締結を確認したときは、委託業務検査総括台帳に記載し、当該委託業務の検査を担当する担当課検査員を選定するとともに、検査計画を立てなければならない。

3 前項の場合において、担当課長は、担当課検査員を選定することができないときは、検査監に検査員の選定を依頼するものとする。

4 前3項の規定は、委託業務に係る契約の変更及び解除の場合に準用する。

（検査及び検査の方法）

第6条 検査は、検査員によって行う。

2 検査員は、関係者に対して、検査に必要な労務の提供、機械器具、関係書類その他物件の提供及び説明を求めることができる。

3 検査員は、あらかじめ設計図書（仕様書、要領書、現場説明書及び現場説明に対

する質疑回答書をいう。以下同じ。)に基づき委託業務の内容について把握し、契約書、設計書、設計図書その他の必要な書類に基づき別に定める基準に従い、厳正かつ公正に検査を行わなければならない。

(検査の手続)

第7条 担当課長は、契約金額が1件200万円以上の委託業務について受託者から財務規則第106条第4項に規定する検査確認申請書が提出されたとき又は当該委託業務の履行期間が終了する7日前(1,000万円以下の委託業務にあつては3日前)までに、関係書類を添え委託業務検査実施依頼書(様式第2号)を検査監に提出し、当該委託業務に係る検査を依頼するものとする。

2 検査監は、前項の規定による依頼を受けたときは、速やかに検査日時並びに検査員の職及び氏名を委託業務検査通知書(様式第3号)により当該依頼に係る担当課長に通知するものとする。

(検査の準備)

第8条 委託業務の監督員及び受託者は、検査に当たり次に掲げる書類等の準備をしなければならない。

- (1) 契約関係書類
- (2) 委託業務の実施に関する記録その他の必要な資料
- (3) 設計図書に定めた検査に必要な措置
- (4) その他参考となる資料

(検査の立会い)

第9条 検査員は、検査を行うときは、受託者又は管理技術者(以下「受託者立会人」という。)のほか、当該委託業務の監督員及び当該委託業務の担当課長が指定した職員(以下「担当課立会人」という。)を立ち合わせるものとする。

(検査の中止)

第10条 検査員は、次の各号のいずれかに該当するときは、検査を中止し、直ちに検査監に報告するものとする。

- (1) 残りの委託業務が著しく、検査に値しないと認められるとき。
- (2) 委託業務の実施結果に重大な欠陥が認められるとき。
- (3) 前2号のほか検査の実施が困難となったとき。

2 検査監は、前項の規定による報告を受けたときは、直ちにその旨を担当課長に報告するものとする。

(検査の委託)

第11条 検査監は、財務規則第106条第1項の規定に基づき、本市の検査員以外の者に検査を委託しようとするときは、市長の決裁を得なければならない。

2 検査監は、前項の規定により検査を委託したときは、委託を受けた者にその検査結果について検査報告書その他検査の内容を明確にした書類を提出させるものとする。

3 検査監は、必要と認めるときは、前項の規定による委託を受けた者が行う検査に専門検査員を立ち合わせることができる。

(検査の報告)

第12条 検査員は、検査（第4項に規定する再検査を含む。）が終了したときは、当該検査の結果を委託業務検査結果報告書（様式第4号）により検査監を経由して市長に報告するものとする。ただし、契約金額が1件200万円未満の委託業務の検査については、検査監を経由することを要しない。

2 検査員は、検査の結果、手直し（軽易な手直しを除く。）を必要と認めたときは、その旨を検査監に報告するものとする。ただし、既済部分検査の結果については、この限りでない。

3 検査監は、前項に規定する報告を受けたときは、手直し指示書（様式第5号）により受託者に指示するとともに、その写しを担当課長に送付するものとする。

4 担当課長は、前項の規定に基づき手直しを指示された受託者が当該手直しを完了したときは、再検査を依頼しなければならない。この場合においては、第7条から第10条までの規定を準用する。ただし、口頭による軽易な手直しについては、監督員が口頭指示手直し確認書（様式第6号）を検査監に提出することにより再検査に代えることができる。

(検査の記録)

第13条 検査監は、検査の記録を整備しておくものとする。

(補則)

第14条 この訓令に定めるもののほか検査について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の日の前日までに、合併前の佐賀市調査・設計等委託業務検査実施規程（平成16年佐賀市訓令甲第6号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年3月30日訓令第3号）抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日訓令第4号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月26日訓令第1号）抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日訓令第5号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日訓令第7号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和7年9月30日訓令第12号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正後の佐賀市調査・設計等委託業務検査実施規程の規定は、この規程の施行の日以後に予算執行伺書を作成し、又は契約方法を決定する委託業務について適用し、同日前に予算執行伺書を作成し、又は契約方法を決定する委託業務については、なお従前の例による。

様式第2号(第7条関係)

委託業務検査実施依頼書

年 月 日

(あて先)検査監

担当課長 職
氏 名

佐賀市調査・設計等委託業務検査実施規程第7条第1項の規定により、次のとおり検査の実施を依頼します。

検査の種類	完了	既済部分
委託業務担当課	部	課
委託業務名	第 号	
委託業務場所		
履行期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
受託者		
請負金額	円	
監督員	職 氏名	内線
担当課立会人 (監督員を除く。)	職 氏名	
検査希望日	年 月 日	
備考		

- ※ 設計変更、前金払及び部分払があるときは、備考欄にその旨を記入すること。
- ※ 関係書類(設計図書、見積書その他検査監が必要と認める書類)を添付すること。

様式第3号(第7条関係)

委託業務検査通知書

年 月 日

(あて先) 課長

検査監

月 日付けで依頼された検査について、次のとおり実施しますので、佐賀市調査・設計等委託業務検査実施規程第7条第2項の規定により通知します。

検査の種類	完了	既済部分
委託業務担当課	部	課
委託業務名	第 号	
委託業務場所		
履行期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
受託者		
請負金額	円	
監督員	職 氏名	内線
担当課立会人 (監督員を除く。)	職 氏名	
受託者立会人		
検査員	職 氏名	
検査予定日時	年 月 日 午前・午後 時 分	
備考		

様式第4号(第12条関係)

委託業務検査結果報告書

年 月 日

(あて先)
佐賀市長

検査員 職
氏 名 ㊟

契約書、設計書、設計図書その他の書類に基づき検査を行ったので、その結果について佐賀市調査・設計等委託業務検査実施規程第12条第1項の規定により報告します。

委 託 業 務 検 査 調 書			
検査の種類	完了 既済部分		
委託業務担当課	部 課		
委託業務名	第 号		
委託業務場所			
履行期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
受託者			
請負金額	円	今回請求金額	円
監督員	職 氏名	内線	
担当課立会人 (監督員を除く。)	職 氏名		
受託者立会人			
検査日時	年 月 日 午前・午後 時 分		

様式第5号(第12条関係)

佐市 第 号
年 月 日

様

検査監

印

手直し指示書

検査の結果、手直しを必要とするので佐賀市調査・設計等委託業務検査実施規程第12条第3項の規定により指示します。

委託業務担当課	部 課
委託業務名	第 号
委託業務場所	
履行期間	年 月 日 ~ 年 月 日
請負金額	円
検査員	職 氏名
監督員	職 氏名
担当課立会人 (監督員を除く。)	職 氏名
受託者立会人	
検査日時	年 月 日 午前・午後 時 分
手直し期限	年 月 日
手直しを必要と 認めた事項	
注意を与えた 事項	

様式第6号(第12条関係)

口頭指示手直し確認書

年 月 日

(あて先)検査監

監督員 職
氏 名



次の委託業務について、受託者が指示された手直しを完了したことを確認しましたので、佐賀市調査・設計等委託業務検査実施規程第12条第4項の規定により提出します。

検査の種類	完了 既済部分
委託業務担当課	部 課
委託業務名	第 号
委託業務場所	
履行期間	年 月 日 ~ 年 月 日
受託者	
請負金額	円
検査員	職 氏名
担当課立会人 (監督員を除く。)	職 氏名
受託者立会人	
検査日時	年 月 日 午前・午後 時 分
手直し完了届受領日	年 月 日
手直し指示事項	

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 7 条関係)

様式第 3 号 (第 7 条関係)

様式第 4 号 (第 1 2 条関係)

様式第 5 号 (第 1 2 条関係)

様式第 6 号 (第 1 2 条関係)